

山梨県公報

第二千五百九十四号

平成二十八年

四月七日

木曜日

目次

告示

救急病院等の認定……………三〇九

土地改良区の定款の一部変更の認可……………三〇九

建築基準法に基づく道路位置指定……………三〇九

公告

農用地利用配分計画の認可の申請……………三〇九

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………三二二

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………三二二

告示

山梨県告示第百五十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年四月七日

山梨県知事 後藤 齋

一 救急病院の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|----------|---------------|
| 山梨県立中央病院 | 甲府市富士見一丁目一番一号 |

二 認定期限

平成三十一年三月三十一日

山梨県告示第百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二

十八年四月一日釜無川右岸土地改良区連合の定款の一部変更を認可した。

平成二十八年四月七日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県告示第百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月七日

山梨県知事 後藤 齋

一 指定の年月日

平成二十八年四月七日

二 指定道路の位置

笛吹市石和町中川字南梅ノ木千百七十番一

三 指定道路の幅員

最大五・五メートル 最小四・〇メートル

四 指定道路の延長

二十八・六六メートル

公告

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年四月七日

山梨県知事 後藤 齋

一 農用地利用配分計画

| 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|---------------|
| | |

| | | | | | | | | | | |
|----------------|----------------------|------------------------|-------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|-----------------|--------------------|-----------------|---------------------|
| 氏名又は名称 | 杉山 成江 | 保坂 直樹 | 三神 陽一 | 秋山 英治 | 羽田 武 | 中野 忠雄 | 武井 利彦 | 株式会社ローソンファーム 山梨 | 木村 高夫 | 三枝 正規 |
| 居住し、又は所在する市区町村 | 甲府市 | 甲府市 | 甲府市 | 都留市 | 都留市 | 都留市 | 山梨市 | 山梨市 | 山梨市 | 山梨市 |
| 所在 | 西八代郡市川三郷町大塚字下河原六百八番一 | 笛吹市御坂町成田字山ノ神二百五十五番一外二筆 | 中央市成島字二又七百六十九番外一筆 | 都留市中津森字はしりうて道上二百一番外一筆 | 都留市夏狩字御所海戸十九番一外五筆 | 都留市十日市場字馬場舟三百二十七番二外一筆 | 山梨市東後屋敷字西新居八十八番 | 山梨市三ヶ所字榎田二百二十番一外一筆 | 山梨市三ヶ所字木戸五百二十六番 | 山梨市大工字東原二千五百五十六番外一筆 |
| 面積(平方メートル) | 九九七 | 一、三三九 | 一、七〇〇 | 二、五二五 | 二、六〇〇 | 六九五 | 一、九二一 | 一、三六六 | 一、五七六 | 九二五 |

| | | | | | | | | | |
|----------------------|--------------------|---------------|-------------------|------------------|-------------------|---------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|
| 雨宮 光久 | 窪田 英文 | 小林 英樹 | 望月 勝 | 中村 仁 | ベイザナ農事 組合法人 | 金丸 榮三 | 長谷部 野歩 | 農事組合法人 南アルプス eed | 農事組合法人 いずみそば組 合 |
| 山梨市 | 山梨市 | 山梨市 | 山梨市 | 山梨市 | 山梨市 | 南アルプス市 | 南アルプス市 | 南アルプス市 | 北杜市 |
| 山梨市上神内川字原林七百七十四番一外三筆 | 山梨市南字長窪二千二百三十七番外三筆 | 山梨市南字南山二千九十二番 | 山梨市下栗原字松ノ木田百九十五番一 | 山梨市牧丘町隼字細窪二千八百八番 | 甲州市勝沼町中原字落合五千三百八番 | 南アルプス市中野字日影千三百九十一番一 | 南アルプス市西野字南原二千五百八十三番一 | 南アルプス市在家塚字神ノ木八百六十番一外二筆 | 北杜市大泉町西井出字小岩清水四千七十一番 |
| 一、二二三 | 二、一五六 | 三、二三七 | 五九七 | 一、三八九 | 六、二〇八 | 六二〇 | 二、七九一 | 一、二二九 | 一、八二四 |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------------|---------------------|------------------------|-------------------|----------------|------------------|-----------------|---------------------------|------------------------|
| 中村 孝洋 | 青木 信一 | 風間 博文 | 出原 涉 | 高野 晃 | 近藤 慎吾 | 中巨摩東部農業協同組合 | 大和田 貞二 | 農事組合法人三分一そば組合 | |
| 笛吹市 | 笛吹市 | 笛吹市 | 笛吹市 | 笛吹市 | 甲斐市 | 甲斐市 | 北杜市 | 北杜市 | |
| 笛吹市一宮町新巻字権現堂百七十八番一外二筆 | 笛吹市一宮町小城字羽々百二十八番一外八筆 | 笛吹市八代町竹居字上竹居千七百五十五番 | 笛吹市八代町竹居字上竹居千七百十五番外十一筆 | 笛吹市八代町永井字大清水二十七番一 | 中央市高部字明治四百三十番一 | 中央市成島字吉町田五百九十七番一 | 北杜市高根町小池字前田三百二番 | 北杜市長坂町白井沢字空峠三千五百七十三番七外十五筆 | 北杜市長坂町白井沢字松之木田三百五番外十七筆 |
| 一、六二七 | 三、四九八 | 六一八 | 五、四四四 | 四五九 | 四五六 | 九五五 | 一、八八〇 | 二一〇、五一六 | 二、〇九一 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|----------------------|---------------------|-----------------------|--------------------------|
| 菊島 史登 | 塩澤 正己 | 一般財団法人南アルプスふるさと活性化財団 | たつみ農園株式会社 | KCS株式会社 | 渡辺 崇紀 | 平山 幸一 | 雨宮 洋一 | 上野原ゆうきの輪合同会社 | 北村 学 | 岡田 希 |
| 中巨摩郡昭和町 | 南巨摩郡富士川町 | 南巨摩郡早川町 | 中央市 | 中央市 | 甲州市 | 甲州市 | 甲州市 | 上野原市 | 笛吹市 | 笛吹市 |
| 笛吹市境川町藤袋字中帯 | 南アルプス市西南湖字上阿原百二十六番外二筆 | 南巨摩郡早川町薬袋字下平二千六百二番外一筆 | 中央市布施字道下四千二十三番一外一筆 | 中央市成島字中田千二百二十六番一外五筆 | 甲州市勝沼町小佐手字横落二百四十番一 | 甲州市勝沼町小佐手字横落下八十九番一 | 甲州市塩山上粟生野字實頭慮五百七十九番一 | 上野原市鶴川字竹ノ鼻二百十三番外十一筆 | 笛吹市御坂町金川原字方八丁三百四番二外四筆 | 笛吹市一宮町竹原田字中原町千七百九十六番一外三筆 |
| 二、三五三 | 四、七三八 | 九六一 | 二、〇六九 | 六、〇三九 | 一、二二三 | 六九二 | 二、〇四一 | 四、五七三 | 一、九二四 | 一、七六三 |

| | | | |
|----------|--------|---------------------------|-------------|
| サミット株式会社 | 東京都杉並区 | 北都留郡丹波山村字成畑 七百二十六番一外二筆 | 一、四二七 |
| 荒川 範保 | 埼玉県坂戸市 | 山梨市下栗原字御岳堂九 百三十五番外三筆 | 二、〇三二 |
| | | | 石千四百八十八番外五筆 |

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)
二 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県農政部担い手・農地対策室

2 期間

この公告の日から平成二十八年四月二十一日までの山梨県の休日を定める条例
(平成元年山梨県条例第六号) に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
(二) 利害関係の内容
(三) 意見

3 提出期限

平成二十八年四月二十一日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十八年四月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字山宮地三五五の一、三五五の二、三六六、三六九の一及び三六九の二の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

| | |
|---------|---------|
| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
| 水路 | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市大里町千三百六十三番地 石原 敦

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十八年四月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

笛吹市八代町米倉字米田二二九八の一、二二九八の五、二二九八の六、一三〇四の一、一三〇四の三、一三〇六の一、一三〇六の五、一三〇六の六、一三〇七の一、一三〇八の一、一三〇八の三、一三〇八の四、一三〇九、一三一〇、一三一〇、一三一〇の四、一三一四の三、一三二四の三、一三二九の三、一三二九の七、一三二九の八、道及び水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

| | |
|---------|---------|
| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
| 道路 水路 | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中央市若宮五十番地一 株式会社いちやまマート 代表取締役 三科 雅嗣

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年四月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南巨摩郡身延町丸滝字宮の前五八五の一、五八五の二、五八六の三、五九〇の一、五九八、六三三、六三四の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地の百二十二 社会福祉法人 身延山福祉会 理事長 井上 瑞雄

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年四月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市上吉田字唐松入四八四四、四八七六、四八七六の内一の一部、四八七七の一、四八七七の二、四八七七の三、四八七九の六及び四八七九の七の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区初台一丁目五十五番七号 富士ミネラルウォーター 株式会社 代表取締役 植木 宏

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番